

## 各種規定の一部改定及び定額自動送金規定の制定並びに電子化対象規定の追加について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫では、「民法の一部を改正する法律」に対応するため、令和2年4月1日から下記1. 記載の規定を一部改定し、当金庫ホームページに掲載いたします。なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用いたします。

また、下記2. 記載の規定を制定するとともに、令和元年12月23日から実施済の預金規定集等の電子化に伴い、下記3. 記載の規定につきましても電子化することとし、当金庫窓口等での配付を終了させていただきます。何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

※印刷した規定の配付をご要望の際は、当金庫本支店窓口までお申し出ください。

### 記

#### 1. 各種規定の一部改定

##### (1) 対象となる規定

別紙1に記載

##### (2) 主な改定内容

主な改定内容は以下のとおりです（例として、各種定期預金共通規定及び自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）の新旧対照表を別紙2に記載。なお、規定により変更内容は異なりますので、令和2年4月1日以降、変更後の規定を当金庫ホームページにてご確認ください。）。

- ① 定期預金について、満期日前解約等の制限の明確化
- ② 成年後見人ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の取扱いの明確化
- ③ 各種規定変更時の周知方法についての明確化

#### 2. 規定の制定

定額自動送金規定

#### 3. 追加で電子化する規定

ブックレス普通預金規定（無利息型ブックレス普通預金を含みます。）	
財産形成積立定期預金規定	財産形成期日指定定期預金規定
財形年金預金規定	財形住宅預金規定
譲渡性預金規定	代金取立規定
貸金庫規定	自動貸金庫規定
夜間金庫規定	定額自動送金規定

#### 4. 改定等実施日

令和2年4月1日（水）

以上

## 一部改定の対象となる規定

流動性預金関連	
当座勘定規定（一般当座用）	当座勘定規定（専用約束手形口用）
流動性預金共通規定（普通預金（無利息型普通預金を含みます。）・総合口座取引・貯蓄預金・納税準備預金）	普通預金規定（無利息型普通預金を含みます。） ブックス普通預金規定（無利息型ブックス普通預金を含みます。）
総合口座取引規定	貯蓄預金規定
納税準備預金規定	通知預金規定
定期預金関連	
各種定期預金共通規定	自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）	自由金利型定期預金規定（大口定期預金）
自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期預金）	期日指定定期預金規定
自動継続期日指定定期預金規定	変動金利定期預金規定
自動継続変動金利定期預金規定	
定期積金	
定期積金規定（スーパー積金）	
財形預金	
財産形成積立定期預金規定	財産形成期日指定定期預金規定
財形年金預金規定	財形住宅預金規定
その他預金	
譲渡性預金規定	
関連規定	
休眠預金共通規定	
その他規定 カード等	
キャッシュカード規定	法人カード規定
デビットカード取引規定	Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス規定
ネット口座振替受付サービス利用規定	
その他規定 各種サービス	
振込規定	代金取立規定
貸金庫規定	自動貸金庫規定
夜間金庫規定	

新旧対照表

各種定期預金共通規定及び自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）の新旧対照表は以下のとおりです。

他の各種定期預金規定についても、以下に準じて改定いたします。

例：各種定期預金共通規定（抜粋）

改定後（下線部を追加・変更）	改定前（下線部を変更）
<p><b>5. (預金の解約・書替継続)</b></p> <p>(1) <u>当金庫の債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき相当な事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。</u></p> <p>(2) <u>前項にも該当せず、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、この預金は満期日前に解約できません。</u></p> <p>(3) ～ (4) 省略</p> <p>(5) <u>前4項にかかわらず、この預金口座の名義人に相続が開始し、当金庫が預金口座名義人の死亡にかかる手続を受理した後は、当該名義人の共同相続人全員の総意（遺産分割協議が整った場合を含み、相続人が1人の場合は当該相続人の意思とします。）による解約請求でなければ解約できません。ただし、法令に別段の定めがある場合等はこの限りではありません。</u></p> <p>(6) ～ (7) 省略</p>	<p><b>3. (預金の解約・書替継続)</b></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(1) ～ (4) 省略</p>
<p><b>9. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出てください。<u>また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。</u></p>	<p><b>7. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出てください。</p>

<p>(2) ~ (4) 省略</p> <p>(5) 前4項の届出の前に、<u>当金庫が過失なく預金者の行為能力において制限がないと判断して行った払戻し等については、預金者及びその補助人、保佐人、後見人若しくはそれらの承継人は、取消を主張できないものとします。</u></p>	<p>(2) ~ (4) 省略</p> <p>(5) 前4項の届出の前に<u>生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u></p>
--	---

例：自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）（抜粋）

改定後（下線部を変更）	改定前（下線部を変更）
<p><b>II. 単利型</b></p> <p><b>1. (利息)</b></p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>(3) <u>この預金を各種定期預金共通規定第5条（預金の解約・書替継続）第1項及び第2項により満期日前に解約する場合並びに同規定第5条第6項及び第7項により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算（預入日の3年後の応当日から5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。ただし、契約日における普通預金の利率を下限として計算します。</u></p> <p style="text-align: center;">中略</p>	<p><b>II. 単利型</b></p> <p><b>1. (利息)</b></p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>(3) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合及び各種定期預金共通規定第3条（預金の解約・書替継続）第3項及び第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算（預入日の3年後の応当日から5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。ただし、契約日における普通預金の利率を下限として計算します。</u></p> <p style="text-align: center;">中略</p>